酒々井町公園等愛護活動推進事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公園等において、地域住民等が主体となって実施する環境美化活動及び施設の保全等維持管理活動を支援する酒々井町公園等愛護活動を推進し、もって町民等と町が協働して公園等の環境の美化及び地域における公園等の愛護の精神を育むことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　公園等　都市公園（都市公園法（昭和３１年法律第７９号)に基づき町が設置する都市公園をいう。)、その他の公園及び緑地で町が管理するものをいう。

（２）　公園等愛護活動　公園等において清掃、除草その他町長が適当と認める活動を継続的に実施することをいう。

（３）　公園等愛護団体　５人以上の地域住民又は町内企業の従業員等で構成する団体であって、公園等において公園等愛護活動を実施するものとして、第４条の規定により町長の認定を受けたものをいう。

（公園等愛護活動の内容）

第３条　公園等愛護団体は、公園等を対象として次に掲げる活動を行うものとする。

（１）　公園等の清掃及び環境美化活動

（２）　公園等の除草及び低木の刈込み

（３）　公園等内施設の点検及び軽易な整備

（４）　公園等内危険箇所等の町への情報提供

（５）　その他公園等の美化活動に必要な活動

（公園等愛護団体の認定及び協定書の締結等）

第４条　公園等愛護団体として町長の認定を受けようとする団体は、町長に酒々井町公園等愛護団体認定申請書(別記第１号様式)を提出するものとする。

２　町長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該団体を公園等愛護団体として認定し、酒々井町公園等愛護団体認定通知書（別記第２号様式）により通知するとともに、当該公園等愛護団体と酒々井町公園等愛護活動協定書（別記第３号様式。以下「協定書」という。）を締結するものとする。

３　公園等愛護団体は、一の公園につき１団体とする。ただし、公園の区域が大規模な場合その他の場合であって、一の公園において複数の公園等愛護団体に公園等愛護活動を行わせることが適当と町長が認めるときは、この限りでない。

４　一の公園につき複数の団体が第１項の申請を行った場合は、町長は、当該団体の活動する地域の範囲、当該公園の位置等を勘案し、最も適当と認められる１団体を公園等愛護団体として認定するものとする。ただし、前項ただし書の規定により一の公園において複数の公園等愛護団体に公園等愛護活動を行わせる場合は、この限りでない。

（認定事項の変更）

第５条　公園等愛護団体は、団体の名称、代表者その他前条の規定による認定に関する事項に変更があったときは、酒々井町公園等愛護団体認定事項変更申請書(別記第４号様式)により、速やかに町長に事項の変更の認定を申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、適当と認めたときは、当該公園等愛護団体に関する事項の変更を認定し、酒々井町公園等愛護団体認定変更通知書(別記第５号様式)を交付するものとする。また、前項の申請により協定書の変更が必要な場合においては、変更の協定書を締結するものとする。

（公園等愛護団体の認定の取消しの申請）

第６条　公園等愛護団体は、当該団体を解散するときその他公園等愛護活動を継続することが困難になったときは、酒々井町公園等愛護団体認定取消申請書(別記第６号様式)により、町長に認定の取消しを申請しなければならない。

（公園等愛護団体の認定の取消し）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園等愛護団体の認定を取り消すものとする。

（１）　前条の規定による申請があったとき。

（２）　虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。

（３）　法令、条例又はこの要綱の規定に違反したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、公園等愛護団体の認定を取り消すべき相当の事由があると町長が認めたとき。

２　町長は、前項の規定により公園等愛護団体の認定を取り消したときは、酒々井町公園等愛護団体認定取消通知書(別記第７号様式)により当該団体に通知するものとする。

（公園等愛護団体の責務）

第８条　公園等愛護団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　この要綱及び第４条第２項の協定書に定めた事項について、誠意をもって履行すること。

（２）　地域の環境美化活動を行う団体との連携を図ること。

（３）　公園等愛護活動を行う場合は、公園の利用者の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任によって傷害保険等に加入するなどし、公園等愛護活動の実施の安全を確保しなければならない。

（４）　町長から指導及び助言があった場合は、これに従うこと。

（５）　公園等愛護活動中に事故が発生した場合、公園等愛護団体は、速やかに酒々井町公園等愛護活動事故報告書（別記第８号様式）により町長に報告しなければならない。

（６）　公園等愛護活動に伴うごみ、落ち葉、雑草その他の廃棄物（以下「ごみ等」という。）は、町長の指示する方法により排出すること。

（町長の責務）

第９条　町長は、公園等愛護団体から公園等愛護団体名を示す公園等愛護団体標示の設置の申出があった場合は、公園の管理上支障がない場所に公園等愛護団体標示をするものとする。

２　町長は、公園等愛護活動に関し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）　公園等愛護活動に伴うごみ等を処理すること。

（２）　その他公園等愛護活動に必要と認めること。

（公園等愛護活動の実施計画）

第１０条　公園等愛護団体は、認定を受けたとき及び毎年度の初日に、酒々井町公園等愛護活動実施計画書(別記第９号様式)を町長に提出しなければならない。

（公園等愛護活動の実施報告）

第１１条　公園等愛護団体は、公園等愛護活動を実施したときは、酒々井町公園等愛護活動実施報告書(別記第１０号様式)により町長に報告しなければならない。

２　前項の報告書は、月ごとに作成し、四半期ごとに取りまとめて、毎年７月、１０月及び３月のそれぞれ末日までに提出するものとする。

（報奨金の交付）

第１２条　町長は、公園等愛護団体の支援のため、公園等愛護団体に報奨金を交付する。

２　前項の報奨金の額は、次に掲げる額の合計を１年当たりの交付額の標準とし、予算の範囲内で町長が定めた額を限度として、年度ごとにこれを交付する。

（１）　基礎報奨金

ア　公園等面積　１，０００㎡未満　　９，０００円

イ　公園等面積　１，０００㎡以上　１２，０００円

（２）　除草等報奨金

ア　除草及び低木の刈込み回数５回以上　公園等面積１平方メートルにつき３０円

イ　除草及び低木の刈込み回数３回以上　公園等面積１平方メートルにつき２０円

ウ　除草及び低木の刈込み回数１回以上　公園等面積１平方メートルにつき１０円

３　報奨金は、５月、７月、１０月及び３月に分割して交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

４　年度の途中において認定を受けた公園等愛護団体及び年度の途中に第７条第１項の規定による認定の取消しを受けた公園等愛護団体に交付する当該年度の報奨金の額は、第２項に規定する額及び当該年度における活動の期間を考慮して、町長が別に定める。

（報奨金の交付の請求）

第１３条　公園等愛護団体は、報奨金の交付を受けようとするときは、酒々井町公園等愛護活動報奨金交付請求書(別記第１１号様式)により、町長に請求しなければならない。

（報奨金の返還）

第１４条　町長は、公園等愛護団体がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたときは、報奨金の全部又は一部を取り消し、酒々井町公園等愛護活動報奨金返還命令書(別記第１２号様式)により、報奨金の交付を受けた公園等愛護団体に対し、期限を定めて報奨金の返還を命ずるものとする。

（庶務）

第１５条　公園等愛護活動推進事業に関する庶務は、くらし安全協働課が窓口となり関係課との連携により処理する。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

（見直し）

2　町長は、この告示の施行後５年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附　則（令和３年告示第７号）

（施行期日）

1　この告示は、公示の日から施行する。

（協定書の締結に関する経過措置）

2　この告示の施行の際現に改正前の別記第３号様式の協定書を締結している団体は、改正後の別記第３号様式の協定書を締結したものとみなす。

附　則（令和５年告示第 110 号）

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年告示第 36 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和８年告示第２７号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。